

許可番号 第03516013180号

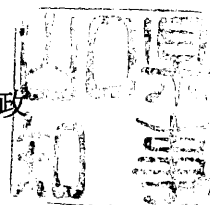
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県宇部市大字上宇部字上安田385番地

氏 名 株式会社ヒラキ産業
代表取締役 布田 美津江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 平成26年1月11日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成31年1月10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面のとおりに記載する。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年3月10日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管場所 1

所在地：山口県宇部市大字西岐波字西高野 6 5 1 2 番、6 5 1 3 番

面積：498 m²

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

保管上限：523.2 m³

高さ：3 m

積替え保管場所 2

所在地：山口県宇部市大字上宇部字赤岸 1 4 4 番地の 3、字西ケ原 4 6 0

面積：345 m²

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、燃え殻、鉋さい、ばいじん

保管上限：270.4 m³

高さ：（屋内・容器保管）